

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月11日

【事業年度】 第59期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 因幡電機産業株式会社

【英訳名】 I N A B A D E N K I S A N G Y O C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守谷 承弘

【本店の所在の場所】 大阪市西区立売堀四丁目11番14号

【電話番号】 06(4391)1781（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 片山 良一

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区立売堀四丁目11番14号

【電話番号】 06(4391)1781（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 片山 良一

【縦覧に供する場所】 因幡電機産業株式会社 電材東日本事業部
（東京都江東区木場一丁目5番25号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第59期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(9) <省略>

(訂正後)

(1)～(9) <省略>

(10) 自己株式の取得の決議機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。